

宇佐市都市公園条例施行規則

平成17年3月31日規則第156号

改正

平成19年9月28日規則第32号

平成27年3月31日規則第39号

宇佐市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇佐市都市公園条例（平成17年宇佐市条例第223号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、行為開始の日の5日前までに都市公園内行為申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 公園施設設置の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに公園施設設置許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 公園施設の管理の許可を受けようとする者は、管理開始の日の15日前までに公園施設管理許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園の占用の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに公園占用許可申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

5 条例第3条第1項に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可を受けた者がそれらの許可を受けた事項を変更しようとするときは、それぞれ前各項の規定に準じて速やかに許可変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第3条 市長は、条例第3条第1項各号に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用又はこれらの許可を受けた者に対して、それぞれ次に掲げる許可書を交付する。

- (1) 公園内行為許可書（様式第6号）
- (2) 公園施設設置許可書（様式第7号）
- (3) 公園施設管理許可書（様式第8号）
- (4) 公園占用許可書（様式第9号）
- (5) 許可変更書（様式第10号）

(許可の掲示)

第4条 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた者は、その目的、期間、面積、許可年月日、許可番号並びに行行為者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名とする。）を掲示しなければならない。

(使用期間)

第5条 条例第7条の規定による土地及び工作物の使用期間は、次に定めるところによる。

- (1) 電柱、電線及び変圧塔 10年以内
- (2) 水道管、下水管、ガス管、通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火水槽その他地下に設けられるもの 10年以内
- (3) 標識 10年以内
- (4) 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架なもの 10年以内
- (5) 索道及び鋼索鉄道 10年以内
- (6) 警察署の派出所及びこれに類する物件 10年以内
- (7) 市以外の者の公園施設の設置及び管理 5年以内
- (8) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 3年以内
- (9) 天体、気象又は土地観測施設 3年以内
- (10) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために設けられる物件 3か月以内
- (11) 前各号に掲げるもののほか政令で定める工作物その他の物件 3か月以内

(使用料の減免)

第6条 使用料は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り減免することができる。

- (1) 公共団体及び公共的団体が営利を目的としない用に供するとき。
- (2) 災害その他緊急の用に供するとき。
- (3) その他特に市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により使用料の全部又は一部の減免を受けようとするものは、都市公園使用料減免申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の全部又は一部を減免するときは、公園使用料減免許可書（様式第12号）を交付する。

(使用料の還付)

第7条 使用料は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、既納の使用料の全部又は一部を還付

することができる。

- (1) 市において必要が生じたため許可を取り消したとき。
- (2) 許可を受けた者の責任によらない天災、地変等の理由により使用することができなかつたとき。
- (3) 許可を受けた者が使用前日までに使用又は占用の取消しを申し出たとき。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、公園の施設及び設備の保全に努め、管理に協力しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の宇佐市都市公園条例施行規則（昭和48年宇佐市規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年9月28日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第39号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。